

平成 16 年(ネ)第 2435 号 損害賠償請求事件

控訴人 竹下 勇子

被控訴人 静岡市 外 1 名

2006 (平成 18) 年 3 月 6 日

## 控訴審準備書面(4)

控訴人訴訟代理人 弁護士 渡 邊 彰 悟  
同 福 地 直 樹

東京高等裁判所 第 5 民事部 御中

本書面では被控訴人の平成 16 年 5 月 24 日付け準備書面(以下被控訴人書面)に対する反論を準備する。

### 記

#### 1 被控訴人書面第 1「控訴の理由」について

被控訴人書面は原判決において、被控訴人小坂の説明に配慮不足があったことを指摘されたことに対する控訴という趣旨である。

しかし、基本的に原判決の捉えている事実経過そのものが誤っており、原判決の説明義務違反の認定も不十分であることはもちろん、これに対して異議を述べている被控訴人の控訴の理由もなりたっていないものといわざるを得ない。

経過は 12 月 28 日の時点で 1 月 4 日に説明をするからという小坂の指示で病院に行ったものの、小坂は 4 日には病院におらず、説明を受けることはなかった。そして、1 月 6 日の説明も、控訴人竹下がその日の朝に、「ムンテラをしてほしい」(乙 2-40)と申し入れてはじめて設定された始末だったのである。1 月 6 日の説明ということが前提になっているのであれば、4 日に入院する必要のないことは自明である(実際に、竹下はそのほとんどを「外出」

している)。

この間の経過と説明の内容についての詳細は、甲 64 にしたがって原審原告の 2003 年 11 月 25 日付けの準備書面 12 から 14 頁、及び、控訴審準備書面 (1)10 頁以下に詳細に主張しているとおりであり、これを援用する。

控訴人竹下に迫っていたのは、命をとるか危険をとるかであり、そして温存療法の危険性、放射線治療・抗がん剤のきつさを強調して（温存ではなく）「全部とる方をすすめる」ということだけであった。竹下としては、初診の次の 27 日に生検を受け、次の 28 日にがん告知を受け、パニック状態に陥って、急かされている気持ちと恐怖を感じて、医者小坂が急ぐというのはよほど悪いものかと判断して、「命をとります。先生にお任せします」としか言いようがなかったのである。

## 2 第 2 「平成 3 年 12 月 28 日及び平成 4 年 1 月 6 日の説明について」

被控訴人の説明内容については上記に述べたとおりである。

被控訴人が主張している、説明内容は否認する。喜納教授による病理診断がありえない以上、このときに永久標本の病理診断を前提にした説明はありえないので、被控訴人が「永久標本による組織検査の結果、乳癌と診断されたことを説明するとともに」（被控訴人書面 6 頁）という前提そのものが崩れているのであって、その主張内容は到底信用できないものである。

なお、1 月 6 日に「分からないことがあれば、明日再度説明する」というような話はなかった。

被控訴人は 8 日或いは 9 日間あったことを強調しているが、初診→翌日生検→翌日がん告知→年末年始→1 月 4 日入院→6 日説明（8 日手術前提）→8 日手術という流れの中で、当の患者にとっていかに短い時間であるかは誰の目にも明らかである。ましてや、本来あるべき永久病理診断を踏まえていない説明に何の合理的な内容も存在し得ないとの帰結となるのも当然なのである。

以上